/ 2020年11月号 No.200 /

Information

【コード・コンプライアンス推進委員会からのお知らせ】

12月は「国家公務員倫理月間」です

国家公務員倫理審査会では、12月を「国家公務員倫理月間」とし、各種啓発活動を実施しています。国家公務員倫理 審査会作成資料を掲示しますので、社内でご活用ください。

12月は国家公務員倫理月間です

企業の皆様へ

~倫理法・倫理規程を御存知ですか?~

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には **一定のルール**があります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、 御注意ください。

禁止行為

企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請、立入検査 を受ける等) のある国家公務員に対し、例えば以下の行為を すると、相手方の国家公務員が倫理法令違反に問われます。

- 金銭、物品等(祝儀、香典など含む。)の贈与をすること
- 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- 供応接待をすること(「国家公務員が「自己の費用」を負担 している場合、飲食は可能)
- ※ 利害関係がない場合でも、倫理法・倫理規程違反に問われることがあります。
- ※ 具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は国家公務 員倫理審査会にお問い合わせください。

~公務員倫理ホットライン~

国家公務員倫理法令に違反すると疑われる行為に気付かれた方は・・ 【メール】rinrimail@iinii.go.ip

> (郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。 詳細はWEBサイト参照。)

【WEB】 公務員倫理ホットライン





- ※ 匿名による通報も受け付けています
- ※ 通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています



下記HPに、倫理法令に関するパンフレット、具体的ケースに 沿った運用を解説した事例集などを掲載しています。

国家公務員倫理審查会 https://www.jinji.go.jp/rinri/

// 2020年11月号 No.200 //

Information

企業のみなさんと国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等)のある国家公務員に対し、たとえば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が国家公務員倫理法・倫理規程違反に問われます。

- ・金銭、物品等の贈与をすること
- ・車による送迎等、無償のサービスを提供すること
- ・供応接待をすること(国家公務員が「自己の費用」を負担している場合、飲食は可能)

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイト(https://www.jinji.go.jp/rinri/)をご参照ください。

上記ウェブサイトには、倫理法・倫理規程に関するパンフレット、具体的なケースに沿った運用を解説した事例集等も掲載しています。

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、 それを受けた国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関または倫理審査会にお問い合わせください。 なお、倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為に気づかれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【メール】rinrimail@jinji.go.jp (郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のウェブサイトを参照ください)

【ウェブサイト】https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられる等、通報により不利益な取り扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 【電話】03-3581-5311(代表)